

酒田市上下水道事業建設工事検査要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による建設工事の検査について必要な事項を定めるものとする。

(検査業務等)

第2条 酒田市上下水道部が発注する建設工事の検査については、酒田市建設工事検査要綱（平成30年告示第171号）を準用する。

附 則

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 酒田市水道局請負工事検査要綱（平成17年11月1日）は廃止する。